



# 【令和2年度版】 共同募金配分申請要領

## ＜配分申請募集の趣旨＞

佐賀県共同募金会では、さまざまな地域福祉活動に取り組んでいる民間社会福祉施設・福祉団体・NPO法人・ボランティアグループ等の活動支援のため、毎年「公募」により配分を希望する事業について申請を受け付けております。

申請の対象事業は、令和3年度に実施される事業です。

## ＜配分対象＞

- 1 社会福祉法人が運営する社会福祉施設
- 2 県域の社会福祉・更生保護団体
- 3 NPO法人・ボランティア団体
- 4 市町社会福祉協議会

## ＜配分内容＞

赤い羽根募金（一般募金）による配分事業

- ・申請要領1：建物工事、備品・車両等整備事業
- ・申請要領2：県域の社会福祉・更生保護団体事業
- ・申請要領3：NPO法人・ボランティア団体が行う事業
- ・申請要領4：全国共通テーマ「地域から孤立をなくす」事業

社会福祉法人佐賀県共同募金会（〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7-18）

TEL 0952-23-4996／FAX 0952-25-2980／akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

## 共同募金配分申請要領 1：建物工事、備品・車両等整備事業用

社会福祉法人佐賀県共同募金会

### 1 配分対象者

- (1) 社会福祉法人が運営する社会福祉施設
  - (2) 地域の社会福祉・更生保護団体
- ※ただし事業実績が概ね3年以上あること。

### 2 配分対象事業

- (1) 軽易な施設の増改築・改修工事など
- (2) 設備工事費
- (3) 事業活動に必要な備品・車両整備費
- (4) その他本会が必要と認めたもの（事前に本会与協議すること）

### 3 配分の対象とならない事業

- (1) 公的資金・補助金あるいは他の民間助成金を活用して実施できる事業や介護保険事業。
- (2) 自己財源の状況を判断し、配分金に頼らず実施できる事業とみなされるもの。  
（使途計画のない手持ち資金を保有している場合など）
- (3) 申請団体の名称の如何にかかわらず、営利を目的として行われる事業とみなされるもの  
や報酬を得る事業に供しようとするもの。
- (4) 整備事業の内容が明らかに公益性のない事業に使用するものや、福祉施設利用者の直接的な処遇の改善にあたらなるとみなされるもの。

例…○通常の事務処理に使用する事務機器

○施設利用者の機能回復訓練や訓練作業に必要とみなされない備品、施設の所在を示す看板等の設置等

- (5) 土地の取得・造成・外構・造園・植栽にかかる事業

### 4 配分金の基準

- ・施設：事業費総額の3/4以内とし、150万円を限度とする。
- ・団体：事業費総額の3/4以内とし、50万円を限度とする。

### 5 申請書作成・提出部数

別添申請書様式1（建物工事、備品・車両等整備事業用）により作成すること。

- (1) 社会福祉法人施設の場合は、1部を県共同募金会へ直接提出し、1部（写）（添付書類を除く）を申請施設所在地の共同募金会支会（市町社会福祉協議会）へ提出し、施設の控えとして1部（写）保管すること。
- (2) 地域の社会福祉・更生保護団体の場合は、1部を県共同募金会へ直接提出し、団体の控

えとして1部（写）保管すること。

## 6 申請書記入上の注意

- (1) 申請書表紙の「申請者」欄は、福祉施設・団体名・所在地・代表者名を記入し、法人の場合は法人の名称も記入すること。
- (2) 「代表者名」欄は、施設長名を記入すること。
- (3) 「配分要望事業の事業費総額」は、必ず見積書を徴し、その見積額に基づいて記入すること。なお、消費税は事業費総額に含まないこととする。  
また、車両整備の場合、標準装備以外の付属品（福祉車両で必要な付属品は除く）及び登録諸費用は事業費総額には含まないこと。
- (4) 「配分要望申請額」欄は、総事業費の3/4以内の額とし、千円単位（千円未満切捨て）とすること。
- (5) 「申請事業の概要」の事業内容欄には、備品や車両の場合は品名・規格等、工事等の場合は工事の内容等を記入すること。
- (6) 「要望申請を必要とする理由と期待される効果」の欄は、寄付者の共感を得られるよう必ず記入すること。
- (7) 「配分申請事業収支予算書」の記入にあたって、社会福祉法人の施設の場合、自己資金の内訳を摘要欄に記入すること。
- (8) 「申請団体（施設）の概要」の欄の記入にあたっては、法人団体の場合は必ず記入するとともに、設立年月日の欄に法人の種類についても記入すること。  
法人認可申請中又は予定している施設については、認可年月日欄に認可申請中又は〇年〇月認可申請予定と記入すること。その他の団体については、設立・設置年月日の欄に発足年月日を記入すること。
- (9) 「共同募金配分実績」の欄については、過去において配分を受けた実績があった場合は必ず記入すること。

## 7 申請書の添付書類

- (1) 法人の場合は、定款・役員名簿。未法人の場合は、会則・規約・運営要綱等
- (2) 予算・決算書（申請施設・団体の活動・経営状況の参考資料として）  
決算書については資金収支決算書・貸借対照表を添付すること。  
特に保有資産の中で当面活用する予定のない積立金がある場合などは、配分の見送り、減額の対象となる場合がある。
- (3) 見積書・カタログ等
  - ① 建物工事等に係る場合は、内訳明細書（写）を添付すること。
  - ② 備品・車両等整備の場合は、名称・数量・金額・仕様及び据付け工事費・消費税など内訳を明確にした資料（写）を添付すること。

③申請された事業は、翌年度に実施することになるため、見積書の有効期間は、1年以上であることをあらかじめ業者に相談しておくこと。

④配分申請する備品のカタログ（写も可）を添付すること。

⑤車両整備の場合、別紙「車両保有状況調査票」を添付すること。

(4) 図 面

①建築に係る場合は、配置・平面・立面図を添付すること。

②設備の場合は、設置する設備の工事・仕様図面を添付すること。

③施設の配置図を添付し、申請建物及び設備の場所・位置を朱書きすること。

8 その他配分を要望申請にあたっての留意点

(1) 共同募金の配分金を必要とする理由（申請時に明確に説明できる事業内容であること）

(2) 配分を受けようとする事業は、一部の関係者の理解促進を図るためのものではなく、共同募金寄付者の共感を得る事業であること。

(3) 配分金が恒常的な運営費の補てんとなっていないこと。

(4) 配分事業の内容開示の請求があった場合、速やかに対応ができること。

(5) 配分決定後の確実な事業の実施と事務処理能力を有する団体であること。

(6) 申請書提出にあたり不明な点は、本会へ問い合わせること。

(7) 申請書提出後、翌年2月末までに申請した内容の変更・中止がある場合は、速やかに本会まで相談すること。

社会福祉法人佐賀県共同募金会（〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7-18）

TEL 0952-23-4996／FAX 0952-25-2980／akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

## 共同募金配分申請要領2：地域の社会福祉・更生保護団体用

社会福祉法人佐賀県共同募金会

### 1 配分対象者

地域の社会福祉・更生保護団体

※ただし事業実績が概ね3年以上あること。

### 2 配分対象事業

(1) 社会福祉、更生保護を目的とした事業で、先駆的・開拓的な取り組みや地域福祉の推進等、公益性につながる事業を対象とする。

(例：社会参加事業・イベント等の開催・研修事業・広報紙発行・ボランティア活動等)

(2) その他本会が必要と認めたもの。(事前に本会と協議すること)

### 3 配分の対象とならない事業

(1) 公的資金・補助金あるいは他の民間助成金を活用して実施できる事業や介護保険事業。

(2) 自己財源の状況を判断し、配分金に頼らず実施できる事業とみなされるもの。

(使途計画のない手持ち資金を保有している場合など)

(3) 営利を目的として行われるものとみなされる事業や報酬を得る事業。

(4) 講師謝金・旅費以外の人件費他、別表に示す経費以外の費用

(5) 事務所等の備品管理できる場所をもたない団体の備品等整備

### 4 申請書作成・提出部数

(1) 申請は、別添申請書様式2(地域の社会福祉・更生保護団体用)により作成すること。

(2) 申請書は2部作成し、1部を県共同募金会へ直接提出し、団体の控えとして1部(写)保管すること。

### 5 申請書記入上の注意

(1) 申請書表紙の「申請者」欄は、団体の名称・所在地・代表者名を記入すること。

(※連絡先等については、平日の昼間に連絡がつく連絡先を記入)

(2) 「配分要望事業の事業費総額」欄には、配分金を活用して行う事業の総事業費を記入すること。

(3) 「配分要望申請額」欄は、総事業費の3/4以内の額とし、千円単位(千円未満切捨て)とすること。なお、佐賀県内開催の全国及び九州ブロック研修、大会等への助成限度額については、原則として下記のとおりとする。

①全国大会・・・20万円

②九州大会・・・(事業規模100万円以上)15万円

(事業規模100万円以下)10万円

※定期的に開催している県内を対象として大会等に加え上記の全国、九州大会を開催する場合は、加算することができる。

- (4) 「申請事業の概要」の欄は、配分金を活用して行う事業のみ記入すること。
- (5) 「要望申請を必要とする理由と期待される効果」の欄は、寄付者の共感を得られるよう必ず記入すること。
- (6) 「配分要望申請事業計画」に係る具体的な事業内容等がわかる資料があれば、添付すること。（特に様式は問わない）
- (7) 「配分申請事業収支予算書」欄の記入にあたって、必ず自己資金、その他の財源を入れた事業費総額とすること。
- (8) 「申請団体（施設）の概要」欄も必ず記入すること。
- (9) 「共同募金配分実績」の欄については、過去において配分を受けた実績があった場合必ず記入すること。

## 6 申請書の添付書類

- (1) 法人の場合は定款・役員名簿等。未法人の場合は会則・規約・運営要綱等
- (2) 予算・決算書（申請団体の活動・経営状況の参考資料として）  
決算書については資金収支決算書・貸借対照表を添付すること。
- (3) 事業計画書・事業報告書  
申請する年度の事業計画並び前年度の事業報告書を提出すること。
- (4) その他参考となる資料
  - ①申請する事業の参考となる要綱・チラシ・パンフレット等があれば添付すること。
  - ②広報紙の発行等の場合は、過去作成された広報紙等を添付すること。

## 7 その他配分を要望するにあたっての留意点

- (1) 共同募金の配分金を必要とする理由（申請時に明確に説明できる事業内容であること）
- (2) 配分を受けようとする事業は、一部の関係者の理解促進を図るためのものではなく、寄付者の共感を得る事業であること。
- (3) 配分金が恒常的な運営費の補てんとなっていないこと。
- (4) 配分事業の内容開示の請求があった場合、速やかに対応ができること。
- (5) 配分決定後の確実な事業の実施と事務処理能力を有する団体であること。
- (6) 申請書提出にあたり不明な点は、本会へ問い合わせること。
- (7) 申請書提出後、翌年2月末までに申請した内容の変更・中止がある場合は、速やかに本会まで相談すること。

社会福祉法人佐賀県共同募金会（〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7-18）

TEL 0952-23-4996/FAX 0952-25-2980/akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

別表：配分対象経費

経費項目	内 容	留意事項等
謝 金	団体以外の外部講師に対する謝礼	団体関係者以外の外部から招へいする講師に対する謝礼金とし、1 相手方につき 2 万円を限度とする。
旅 費	講師の移動に伴う費用	原則として県内を範囲とする移動を伴う講師への旅費とし、100 円/k mを基準とする。
消耗品費	実施事業にかかる消耗品	事業実施により消耗する品物（食材・用紙・筆記具等）の購入費
食 糧 費	講師への昼食代等	外部講師への食糧費で 1 人 1 回 1,000 円以内とする。
通信・運搬費	切手・資料等の運送料	電話・ファクシミリ・インターネット等にかかる経費は対象外とする。
保 險 料	行事保険等の保険料	事業実施にかかる損害賠償保険やボランティア行事保険や事業実施にかかる器具・設備の保険料とし、使用する自家用車の車両の保険は対象外とする。
使用料・賃借料	会場の利用料や借用する器具・設備・備品等の借料	事業実施にかかる料金で団体及びその関係者に支払うものを除く。
燃 料 費	賃借する機器・設備の燃料費	賃借する車両や機械・機器・設備の稼働に伴う燃料費及び利用者のための暖房にかかる燃料費。 会場のエアコン料金などは「賃借料」に含む。
印刷・広報費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷経費	事業実施にかかる印刷物の経費とし、ホームページ新聞等の広告料は除く。 団体所有以外のコピー機にかかる料金は「使用料」に含む。
手 数 料	振込料金・証明書発行手数料	金融機関での振込手数料・公共機関の各種証明書の発行手数料

○上記「経費項目」以外で必要と思われる経費については、事前に協議すること。

○上記「経費項目」で、団体個人に帰属すると判断される経費は、対象外とする。

## 共同募金配分申請要領3：NPO法人・ボランティア団体が行う事業用

社会福祉法人佐賀県共同募金会

### 1 配分対象団体

(1) NPO法人

(2) ボランティア団体

(原則として「広域的な活動を行う」団体であって概ね3年以上の活動実績がある団体)

### 2 配分対象事業

(1) 社会福祉の先駆的・開拓的事業並びに地域住民の福祉向上につながる事業

(地域福祉サービス事業・イベント開催・研修事業・ボランティア活動等)

(2) 社会・地域福祉事業に必要な備品等整備費

(ただし、通常の事務処理に使用する事務機器などは除く)

(3) その他本会が必要と認めたもの(事前に本会と協議すること)

### 3 配分の対象とならない事業

(1) 公費補助金あるいは他の民間助成金を活用して実施する事業

(2) 営利を目的としているとみなされるものや報酬を得る事業

(3) 介護保険に関わる事業

(4) 財源の余裕と他からの支援もあり配分金に頼らず実施できる事業とみなされるもの

(5) 明らかに公益性のない事業に使用する備品の整備

(6) 社会福祉を目的としても申請団体構成員の互助共済を主に行うもの

(7) 講師謝金・旅費以外の人件費他、別表に示す経費以外の費用

(8) 事務所等の備品管理できる場所をもたない団体の備品等整備

### 4 配分金の基準

事業費総額の3/4以内とし、50万円を限度とする。

### 5 申請書作成・提出部数

別添申請書様式3(NPO法人・ボランティア団体用)により作成すること。

NPO法人及びボランティア団体ともに、1部を県共同募金会へ直接提出し、1部(写)(添付書類を除く)を所在地の共同募金会支会(市町社会福祉協議会)へ提出し、法人・団体の控えとして1部(写)保管すること。

なお、ボランティア団体については、申請書と併せて、市町社会福祉協議会から発行された意見書を添付すること。

### 6 申請書記入上の注意

(1) 「配分要望事業の事業費総額」欄には、配分金を活用して行う事業の総事業費を記入す

ること。

- (2) 「配分要望申請額」欄は、事業費総額の3/4以内の額で千円未満を切り捨てた額を記入すること。
- (3) 「申請事業の概要」の欄は、共同募金配分金を活用して実施したいと考えている事業の事業名及び要望理由と期待される効果を記入すること。
- (4) 「事業名」は、事業内容のイメージができる様な事業名を記入すること。
- (5) 「申請事業収支予算書」欄の記入にあたって、必ず自己資金その他の資金を入れた事業費総額とすること。
- (6) 「担当者名・電話番号」については、なるべく平日の昼間に連絡ができる情報を記入すること。(必ずしも代表者でなくて構わないが、要望の内容に詳しい方を記入)

## 7 申請書の添付書類

- (1) NPO法人の場合、定款又は寄付行為、役員名簿。
- (2) ボランティア団体の場合は、会則又は規約等。
- (3) 事業計画書(様式は問わない)
- (3) カタログ・見積書の写し(備品整備の場合)
  - ①備品整備の場合は、名称・数量・金額・仕様及び消費税など、内訳を明確にしたものを添付すること。
  - ②申請された事業は、翌年度に実施することになるため、見積書の有効期間は、1年以上になることをあらかじめ業者に相談しておくこと。

## 8 その他配分を要望申請するにあたっての留意点

- (1) 共同募金の配分金を必要とする理由(申請時に明確に説明できる事業内容であること)
- (2) 配分を受けようとする事業は、一部の関係者の理解促進を図るためのものではなく、寄付者の共感を得る事業であること。
- (3) 配分金が恒常的な運営費の補てんとなっていないこと。
- (4) 配分事業の内容開示の請求があった場合、速やかに対応ができること。
- (5) 配分決定後の確実な事業の実施と事務処理能力を有する団体であること。
- (6) 申請書提出にあたり不明な点は、本会へ問い合わせること。
- (7) 申請書提出後、翌年2月末までに申請した内容の変更・中止がある場合は、速やかに本会まで相談すること。

社会福祉法人佐賀県共同募金会 (〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7-18)

TEL 0952-23-4996/FAX 0952-25-2980/akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

## 共同募金配分申請要領 4：全国共通テーマ「地域から孤立をなくす」事業

社会福祉法人佐賀県共同募金会

### 1 配分対象者

- (1) 市町社会福祉協議会
- (2) NPO法人
- (3) ボランティア団体

(原則として「広域的な活動を行う」団体であって概ね3年以上の活動実績がある団体)

### 2 配分対象事業

全国共通配分テーマである「地域から孤立をなくす」ことを目的とした地域福祉事業

### 3 配分の対象とならない事業

- (1) 公費補助金あるいは他の民間助成金を活用して実施する事業
- (2) 営利を目的としているとみなされるものや報酬を得る事業
- (3) 介護保険に関わる事業
- (4) 財源の余裕と他からの支援もあり配分金に頼らず実施できる事業とみなされるもの
- (5) 明らかに公益性のない事業に使用する備品の整備
- (6) 社会福祉を目的としても申請団体構成員の互助共済を主に行うもの
- (7) 講師謝金・旅費以外の人件費他、別表に示す経費以外の費用

### 4 配分金の基準

- ・市町社会福祉協議会：事業費総額の3/4以内とし、50万円を限度とする。
- ・NPO法人、ボランティア団体：事業費総額の3/4以内とし、30万円を限度とする。

### 5 申請書作成・提出部数

別添申請書様式4（全国共通テーマ「地域から孤立をなくす事業」）により作成すること。

- (1) 市町社会福祉協議会の場合は、1部を県共同募金会へ直接提出し、控えとして1部（写）保管すること。

- (2) NPO法人及びボランティア団体の場合は、1部を県共同募金会へ直接提出し、1部（写）（添付書類を除く）を所在地の共同募金会支会（市町社会福祉協議会）へ提出し、法人・団体の控えとして1部（写）保管すること。

なお、ボランティア団体については、申請書と併せて、市町社会福祉協議会から発行された意見書を添付すること。

### 6 その他配分を要望申請するにあたっての留意点

- (1) 共同募金の配分金を必要とする理由（申請時に明確に説明できる事業内容であること）
- (2) 配分を受けようとする事業は、一部の関係者の理解促進を図るためのものではなく、寄

付者の共感を得る事業であること。

- (3) 配分金が恒常的な運営費の補てんとなっていないこと。
- (4) 配分事業の内容開示の請求があった場合、速やかに対応ができること。
- (5) 配分決定後の確実な事業の実施と事務処理能力を有する団体であること。
- (6) 申請書提出にあたり不明な点は、本会へ問い合わせること。
- (7) 申請書提出後、翌年2月末までに申請した内容の変更・中止がある場合は、速やかに本会まで相談すること。

社会福祉法人佐賀県共同募金会（〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7-18）

TEL 0952-23-4996／FAX 0952-25-2980／akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp